

障害程度区分の判断基準等の見直し等について（案）

1. 障害程度区分の判断基準等の見直し

障害程度区分のチェック項目に係る選択肢等については、市町村が的確に判断できるよう、具体的な判断の基準を6月14日の支援費制度事務処理要領等において提示していたところであるが、今後、次のような見直しを行うことを予定している。

(1) 障害程度区分のチェック項目に係る選択肢の判断基準の見直し

見直しを行うこととしている項目数は、各施設支援ごとに以下のとおり。

① 身体障害者更生施設支援	22項目中17項目
② 身体障害者療護施設支援	27項目中24項目
③ 身体障害者授産施設支援（入所）	26項目中23項目
④ 身体障害者授産施設支援（通所）	23項目中20項目
⑤ 知的障害者更生施設支援（入所）	25項目中23項目
⑥ 知的障害者更生施設支援（通所）	18項目中16項目
⑦ 知的障害者授産施設支援（入所）	26項目中23項目
⑧ 知的障害者授産施設支援（通所）	23項目中20項目
⑨ 知的障害者通勤寮支援	14項目中12項目

見直しの主なものを整理すると、以下のとおりである。

- 具体的な対象例について内部障害等を必要に応じ追加するとともに、具体的な対象例の記述は例示であることを明示。
 - この結果、「全面的な支援が必要である」等の（ア）の選択肢（＝2点）又は「部分的な支援が必要である」等の（イ）の選択肢（＝1点）に該当するものの、具体的な対象例に挙げられていなかった内部障害等の障害等を有する者については、0点ではなく、それぞれ2点又は1点に該当することとなる。

- 整容や入浴等に関連する項目について、一連の整容や入浴等の行為全てに支援を必要とする場合に限っている趣旨ではないことを明示するため、「一連の」を削除。
 - この結果、例えば、項目「洗面・歯磨き等の整容に関する支援」の場合、洗面・歯磨き等の整容に関する行為の一部については、（ア）の選択肢又は（イ）の選択肢に該当するものの、整容に関する行為の一部は自分で行うことができるため、当該行為の全てについて支援が必要とは言えない者は、0点ではなく、それぞれ2点又は1点に該当することとなる。

- 知的障害等のために一定の行為が「習得されておらず」支援が必要との記述について、習得していても他の理由により支援が必要となる者もいるため、「習得されていない等のため」に修正
 - この結果、一定の行為について習得はしているものの、例えば、行動障害が起こった場合、(ア)の選択肢又は(イ)の選択肢に該当する者は、0点ではなく、それぞれ2点又は1点に該当することとなる。

- 「全介助」、「全面的な支援」との記述について、当該状態に準ずる状態も含むことを明示するため、「ほぼ全介助」、「ほぼ全面的な支援」に修正。
 - この結果、例えば、全介助に近い状態であるものの、一人では動作の遂行が全くできないとは言えない者は、1点ではなく、2点に該当することとなる。

- 「常に」支援が必要との記述について、当該状態に準ずる状態も含むことを明示するため、「ほぼ毎回」又は「日常的に」支援が必要に修正。
 - この結果、例えば、支援の対象となった場面になったときにほぼ毎回支援を要するものの、いつも必ずというわけではなく、ときによって支援が必要ない者は、1点ではなく、2点に該当することとなる。

- 「毎日」支援が必要との記述について、当該状態に準ずる状態も含むことを明示するため、「週のうち半分以上の日数について」支援が必要に修正。
 - この結果、週のうち半分以上の日数について支援が必要であるものの、毎日支援が必要とは言えない者は、1点ではなく、2点に該当することとなる。

なお、判断基準の具体的記述を見直し前後で比較したものを例示すれば、参考資料1のとおり。

(2) 知的障害者地域生活援助に係る単価区分の判断基準の見直し

知的障害者地域生活援助に係る障害の程度による単価の区分の判断基準について、現行の重度加算の基準からの円滑な移行を図る等のため、見直しを行うこととしている（具体的には参考資料2のとおり）。

2. 障害程度区分の決定に当たっての留意事項

(1) 障害程度区分と身体障害者手帳等との関係について

障害程度区分と身体障害者手帳及び療育手帳（療育手帳A判定＝重度棟入所者）との関係については、従来から、身障手帳や療育手帳の等級・区分は主に機能障害に係るものであるが、勘案事項の障害の種類及び程度や障害程度区分は、機能

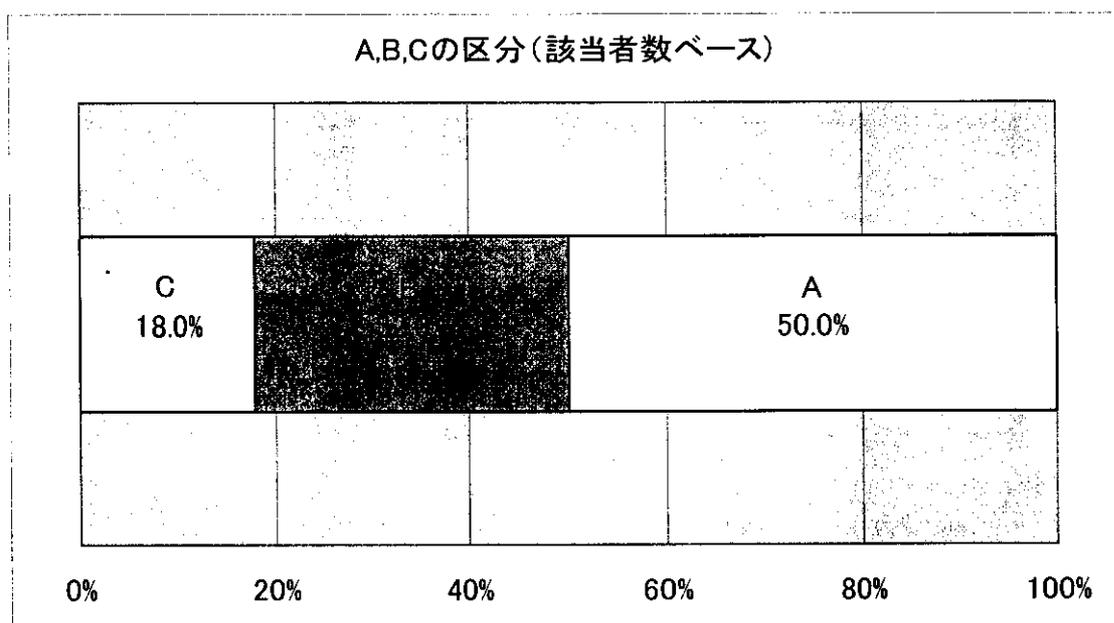
障害のみに着目したものではなく、日常生活を営むのに支障をきたしている状況等も加味するものであり、両者は同じものではない旨を示しているところである。

したがって、身体障害者手帳の等級が1級や2級であることや療育手帳のA判定であることをもって障害程度区分Aと判定されるものではない点に十分留意が必要である。

(2) 想定される各区分該当者の割合

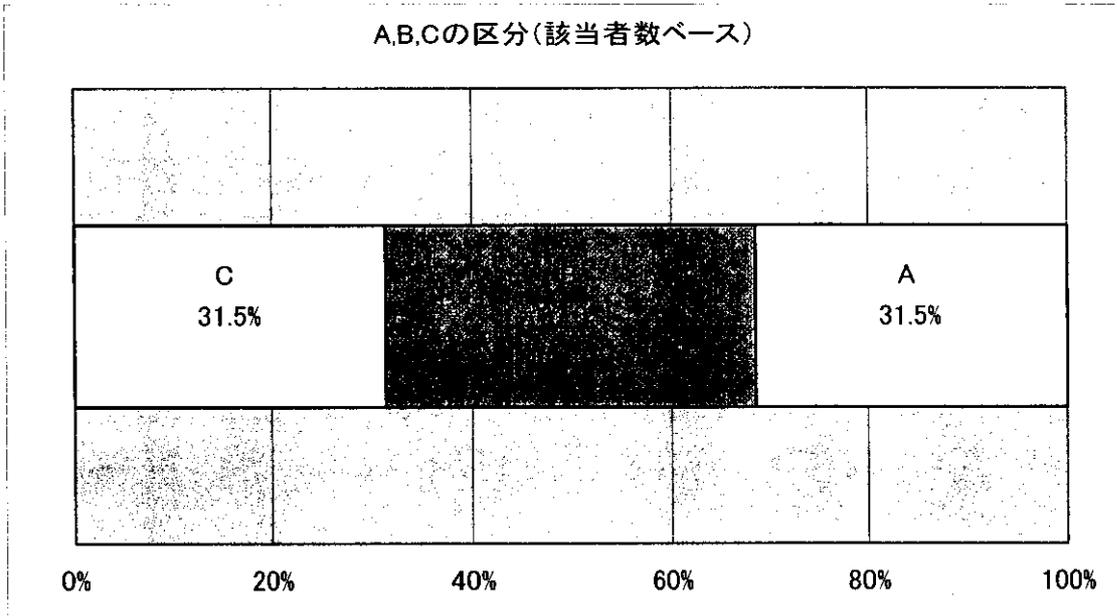
3区分の認定基準において想定される各施設支援ごとの障害程度区分(A、B、C)の該当者の割合は、全体として見れば、以下のとおりである。

身体障害者更生施設（支援項目22）



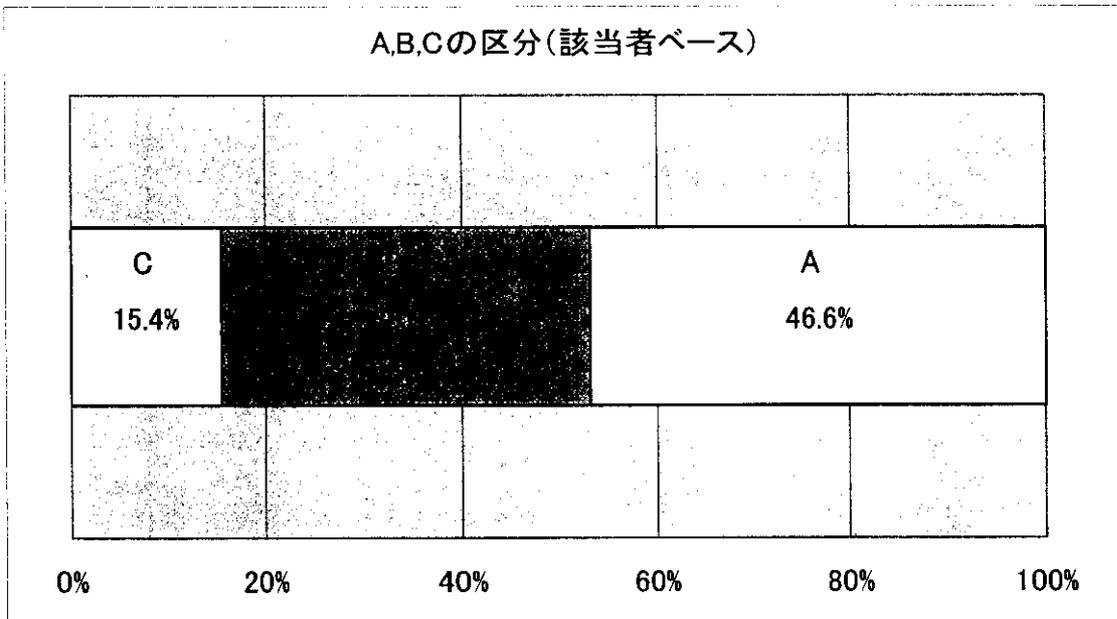
身体障害者療護施設（支援項目27）

A,B,Cの区分(該当者数ベース)



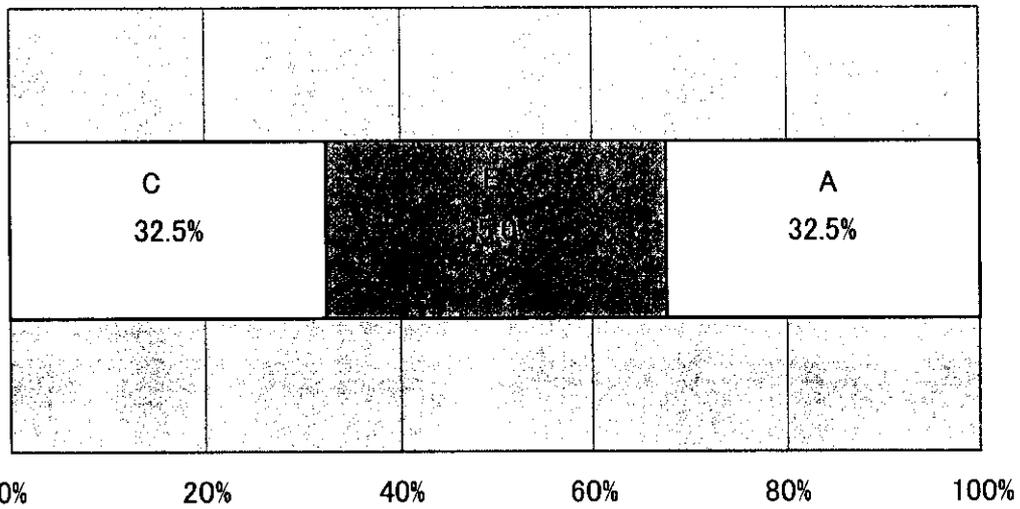
身体障害者授産施設（入所）（支援項目26）

A,B,Cの区分(該当者ベース)



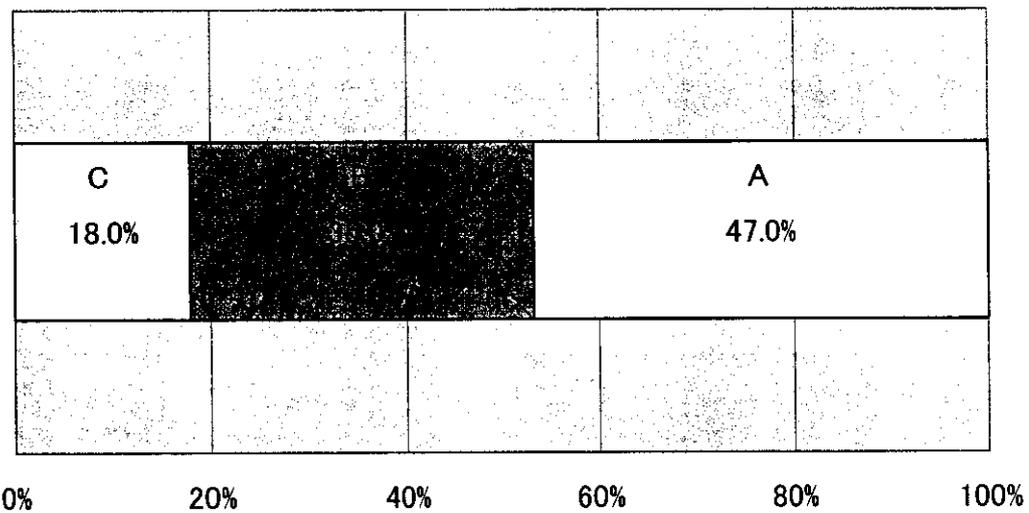
身体障害者授産施設（通所）（支援項目 2 3）

A,B,Cの該当者の割合（該当者数ベース）

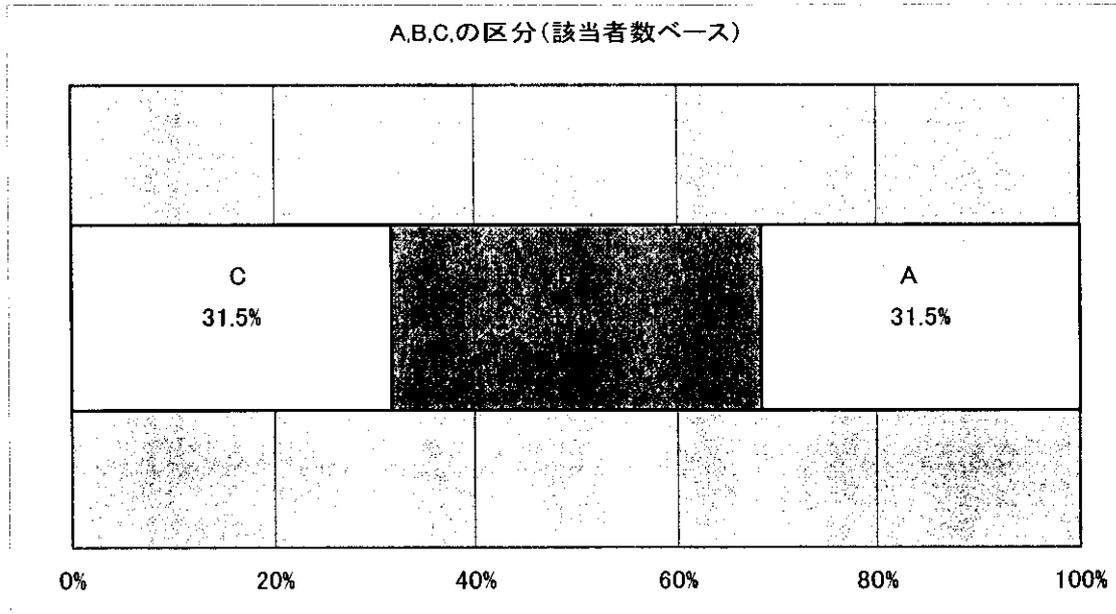


知的障害者更生施設（入所）（支援項目 2 5）

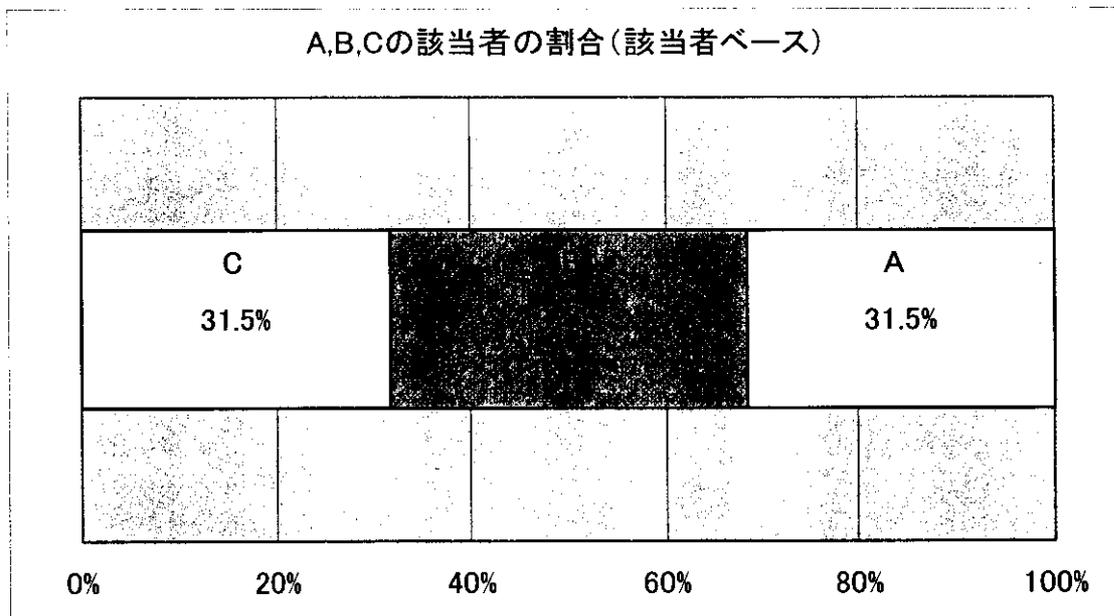
A,B,Cの区分（該当者数ベース）



知的障害者更生施設（通所）（支援項目18）

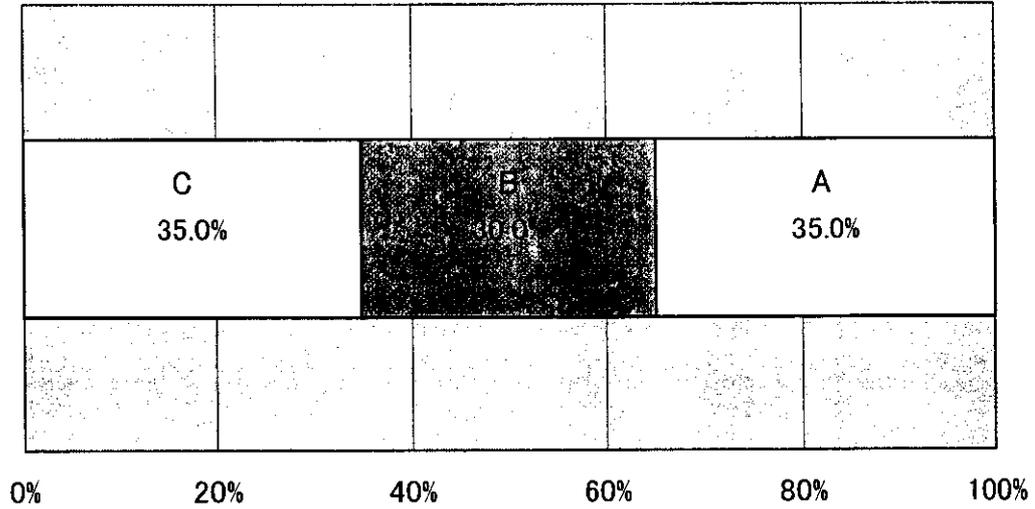


知的障害者授産施設（入所）（支援項目26）



知的障害者授産施設（通所）（支援項目 2 3）

A,B,Cの該当者の割合（該当者ベース）



知的障害者通勤寮（支援項目 1 4）

A,B,Cの該当者数の割合（該当者ベース）

